

陳情第 1 6 1 号		受理年月日	令和 2 年 2 月 5 日
付託委員会		保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	生活保護の収入認定から慰謝料の一定額を除外することを求める意見書の提出等について		
要 旨			
自動車による交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢者の交通事故の発生件数は増加傾向にある。 自動車損害賠償保障法は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることを目的とし、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下、「自賠責保険」という。）を締結しなければならないことを定めている。また、同法施行令では、死亡、後遺障害及び傷害の損害を受けた場合の保険金額を定めている。 この自賠責保険の保険金額は 40 年増額していないが、社会保障の性質を有する自賠責保険は、公的社会保険、生活保護等が認めていない精神的苦痛に対する慰謝料を認容している。 しかし、生活保護受給者が交通事故の被害者となり、自賠責保険から損害賠償金として慰謝料が支払われた場合、資力があるとして、生活保護法第 63 条により、原則その受けた全額について生活保護費から返還が求められる。 国は慰謝料についての定めはないとしているが、ドイツでは精神的損害に対する慰謝料は、これに対応する給付が社会扶助には定められていないため、収入認定から除外している。 国の通知でも、冠婚葬祭の祝儀や香典、慈善的金銭等や自立更生のために使われるものだけではなく、弔慰金や精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、社会通念上から収入認定除外としている。 自賠責保険の慰謝料についても、この趣旨と同様であると解されるため、収入認定から除外すべきものとする。 ついては、精神的苦痛に対する慰謝料の一定額は生活保護の収入認定から除外するよう地方自治法第 99 条に基づく意見書を提出していただ			

きたい。